

集中治療専門臨床工学技士制度施行細則

第1章 集中治療専門臨床工学技士制度の施行ならびに運用

(目的)

第1条 この細則は、集中治療専門臨床工学技士制度規則の規定に基づき、集中治療専門臨床工学技士制度の施行ならびに運用に関して必要な事項を定める。

第2章 集中治療専門臨床工学技士の認定審査

(認定申請要件)

第2条 集中治療専門臨床工学技士の認定を得ようとする者は、次の項目のすべてを満たしていなければならない。

- (1) 公益社団法人日本臨床工学技士会の認定集中治療関連臨床工学技士の資格を有すること、または、検定試験に合格し申請年度中に当該資格取得見込みであること。
- (2) 第3条に定める集中治療関連の実務経験を有すること。
- (3) 第5条に定める学術業績を有すること。

(実務経験の要件)

第3条 集中治療専門臨床工学技士の認定を得ようとする者は、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、集中治療関連業務に通算5年以上従事し、人工呼吸および血液浄化の以下の臨床経験を有すること。

- (1) 人工呼吸について10例以上、内、侵襲的陽圧換気を8例以上とし、それ以外はNPPVもしくはECMOも可能とする。その中の侵襲的陽圧換気またはECMOの2例については、第6条規定の申請書に症例報告を記載して提出する。
- (2) 血液浄化について10例以上、内、持続的腎代替療法を5例以上とし、それ以外は間歇的腎代替療法、アフレンス療法も可能とする。その中の持続的腎代替療法の2例については、第6条規定の申請書に症例報告を記載して提出する。

(実務経験の証明)

第4条 申請書の集中治療実務経験（常勤）記載事項については、勤務した施設ごとに病院長、臨床工学部門責任者ならびに集中治療室責任者の証明を得なければならない。

(学術業績の要件)

第5条 集中治療専門臨床工学技士の認定を得ようとする者は、最近5年間に30単位以上の集中治療に関連する学術業績を有すること。単位数は、別表1の配点法に従う。ただし、記載された

業績は次の項目を満たさなければならない。

- (1) 学術論文については、査読のある論文（原著、総説あるいは症例報告、短報、著書）であること。申請者が共著者であるものを含めて、主な論文を記載する。
- (2) 学術集会発表については、日本集中治療医学会学術集会、同支部学術集会、日本臨床工学会および本学会が認める関連学会で発表したもの（共同発表可）または、座長、司会、指定討論者、講演者とする。
- (3) 学術集会出席については、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会 1 回以上の出席が必要である。

（申請書類）

第6条 集中治療専門臨床工学技士の認定を得ようとする者は、次に定める書類を専門臨床工学技士制度委員会に提出しなければならない。

集中治療専門臨床工学技士申請書

- I・i) 履歴書
- I・ii) 集中治療勤務証明書
- II・i) 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- II・ii) 学術業績：学術集会発表
- II・iii) 学術業績：シンポジウム・ワークショップなどの講師
- III 学術業績：学会・セミナー出席
- IV 学会発表の証明
- V 学会・セミナー出席の証明
- VI 経験症例実績表
- VII 症例報告
- VIII 「認定集中治療関連臨床工学技士」認定証の写
(申請年度中に資格取得見込みの方は検定試験合格証明の写)

第3章 集中治療専門臨床工学技士認定の更新

（更新の要件）

第7条 集中治療専門臨床工学技士の有効期限の満了にともない、集中治療専門臨床工学技士の認定を継続しようとする者は、有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間における集中治療部門での臨床実績を有し、次に定める申請書類を専門臨床工学技士制度委員会に提出しなければならない。

集中治療専門臨床工学技士更新申請書

- I 履歴書
- II 学術業績：学術論文（記載論文のコピーを添付）
- III 学術業績：学術集会発表（発表抄録のコピーを添付）
- IV 学術業績：学術集会、セミナー出席（出席証明書のコピーを添付）

※学術業績は、有効期限満了の前年3月31日までの最近5年間で、第5条と同様に別表1の配点法に従い、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会に1回以上の参加が必要であり、総合計40単位以上の集中治療に関連する学術業績を記載すること。

第4章 申請内容に関する直接審査

(申請内容の照会)

第8条 専門臨床工学技士制度委員会は、必要に応じて提出された申請書類の内容について申請者に対して直接的に説明を求めることが出来る。

第5章 集中治療専門臨床工学技士資格に係る費用

(書類提出および審査料納入期限)

第9条 集中治療専門臨床工学技士を取得または更新しようとする者は、専門臨床工学技士制度委員会が定めた期日までに、申請書類の提出および審査料の納入を行わなければならない。

(審査料)

第10条 申請には次の審査料が必要である。

| | |
|-----------------------|---------------|
| 集中治療専門臨床工学技士に関する書類審査料 | 10,000円(消費税別) |
| 集中治療専門臨床工学技士に関する試験審査料 | 15,000円(消費税別) |
| 集中治療専門臨床工学技士に関する更新審査料 | 10,000円(消費税別) |

2. 既納の審査料はいかなる理由があつたとしても返却しない。

(登録料)

第11条 集中治療専門臨床工学技士認定証書の交付を受ける者は、登録料として会員：10,000円(消費税別)、非会員：15,000円(消費税別)を納入しなければならない。

第6章 試験問題作成委員会

(試験問題作成委員会)

第12条 規則第9条で定める試験の実施にあたり、公正かつ適切な試験問題を作成するため試験問題作成委員会を設置する。

2. 試験問題作成委員は以下のいずれかの要件を満たす正会員の中から理事長が委嘱する。

- (1) 集中治療専門臨床工学技士
- (2) 集中治療専門医

- (3) その他、理事長が任命した者

第7章 例外措置

(例外処置)

第13条 専門臨床工学技士制度委員会は規則第12条の規定にかかわらず、以下の事由の場合には本人の申請に基づき更新期限を延長することができる。

- (1) 病気、負傷
- (2) 出産、育児
- (3) 留学
- (4) その他、専門臨床工学技士制度委員会が認めた事由

第8章 補則

(改定)

第14条 この細則は専門臨床工学技士制度委員会および理事会の議を経て改定することができる。

(附則)

この細則は2022年2月14日から施行する。

ただし施行から3年間の経過措置として、次の通り定める。

1. 第12条第2項第1号に規定する集中治療専門臨床工学技士に代わり、理事長は以下の要件を全て満たす臨床工学技士を試験問題作成委員として任命することができる。
 - (1) 10年以上の集中治療業務実務経験を有する者
 - (2) 日本集中治療医学会正会員歴5年以上の者
 - (3) 集中治療に関する筆頭論文1編(原著、総説あるいは症例報告、短報、その他査読を有するもの)または「臨床工学技士集中治療テキスト」の執筆
 - (4) 別表1に定める配点法により、最近5年間の取得単位数が100単位以上であること
2. 理事長は理事会の審査を経て、臨床工学技士の試験問題作成委員に対して集中治療専門臨床工学技士の称号を与えることができる。

別表1 申請および更新に必要な学術業績の単位数に関する配点法

新規認定：30単位（5年間）

更新認定：40単位（5年間）

| 区 分 | 学会学術誌等の種別 | 単 位 数 | |
|--------------------------|---|----------|-----------|
| | | 筆頭者 | 筆頭者以外 |
| 学術論文 | 日本集中治療医学会雑誌または日本臨床工学技士会雑誌に掲載された論文など ^{注1} | 20単位 | 5単位 |
| | 日本集中治療医学会雑誌または日本臨床工学技士会雑誌に掲載された短報など ^{注2} | 15単位 | 2.5単位 |
| | 日本集中治療医学会が認める学術誌に掲載された論文、あるいは著書 ^{注3} | 10単位 | 2.5単位 |
| 学術集会発表 | 日本集中治療医学会または日韓合同集中治療会議 | 15単位 | 5単位 |
| | 日本臨床工学会 | 15単位 | 5単位 |
| | 日本集中治療医学会支部 | 10単位 | 2.5単位 |
| | 地方ブロックまたは都道府県臨床工学会 | 10単位 | 2.5単位 |
| | 日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術集会 | 10単位 | 2.5単位 |
| シンポジウム・ワークショップなどの講師、招請講演 | 日本集中治療医学会 | 15単位 | |
| | 日本臨床工学会 | 15単位 | |
| | 日本集中治療医学会支部または本学会主催セミナー | 15単位 | |
| | 地方ブロックまたは都道府県臨床工学会 | 15単位 | |
| | 日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術集会 | 10単位 | |
| 座長・司会 | 日本集中治療医学会 | 10単位 | |
| | 日本臨床工学会 | 10単位 | |
| | 日本集中治療医学会支部または本学会主催セミナー | 10単位 | |
| | 地方ブロックまたは都道府県臨床工学会 | 10単位 | |
| | 日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術集会 | 5単位 | |
| 学術集会出席 | 日本集中治療医学会 | 10単位 | |
| | 日本臨床工学会 | 10単位 | |
| | 日本集中治療医学会支部または本学会主催セミナー ^{注4} | 10単位 | |
| | 地方ブロックまたは都道府県臨床工学会 | 10単位 | |
| | 日本集中治療医学会が認める関連学会（別表2）学術集会 | 5単位 | |
| 海外における発表等 | | 筆頭者 20単位 | 筆頭者以外 5単位 |

注1 総説および解説、原著、症例報告および装置を指す。

注2 研究速報、短報、レター、調査報告を指す。

注3 英語論文を含む。

注4 支部セミナーを含む。

別表2 日本集中治療医学会が認める関連学会

| |
|----------------------|
| 日本臨床工学技士会 |
| 日本呼吸療法医学会 |
| 日本透析医学会 |
| 日本急性血液浄化学会 |
| 日本呼吸ケア・リハビリテーション学会 |
| 日本体外循環技術医学会 |
| 日本医工学治療学会 |
| 日本アフレスィス学会 |
| 日本医療機器学会 |
| 日本生体医工学学会 |
| 日本人工臓器学会 |
| 日本胸部外科学会 |
| 日本心血管外科学会 |
| 日本小児循環器学会 |
| 海外の関連する学会（例：AARC など） |